

新入園児保護者各位

延長保育申請について

早朝及び延長保育を希望される方は、お子さん1名につき1枚『延長保育申請書』が必要となります。申請書に提示されている時間内で、早朝及び延長保育が可能です。入園が決定しますと、各ご家庭に入園決定通知書が郵送されます。入園決定通知書には就労時間で分類した認定（標準認定または短時間認定）の記載があり、この認定が今後、保育園で利用される早朝保育・延長保育の料金基準となります。早朝保育・延長保育料金は、認定により下記の通りとなります。

標準認定……利用時間 18：00～19：00 1回につき 200 円徴収（上限 3,000 円）
短時間認定…利用時間 7：00～8：30, 16：30～18：00 30分につき 100 円徴収
利用時間 18：00～19：00 1回につき 200 円徴収（上限 3,000 円）

いずれも、利用分を翌月に諸雑費として口座引き落としさせていただきます。尚、延長保育申請が提出されていない方が延長保育を利用されますと、一時預かり扱いとなり、1時間毎に500円を請求します。申請書の時間は必ず守って頂くようお願いをしています。万が一お迎えの時間を守って頂けない場合は、申請を取り下げる場合がありますのでご了承ください。

別紙、延長保育申請書は入園説明会受付で提出してください。延長保育料金発生時間及び料金は下表のとおりとなりますので、宜しくお願いします。

《延長保育料発生時間及び料金》

【保育短時間】

7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
早朝保育 100 円/30 分	保育料のみで利用可能な保育時間(8時間)			延長保育 100 円/30 分	延長保育 200 円/1 回

【保育標準時間】

7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
保育料のみで利用可能な保育時間(11時間)					延長保育 200 円/1 回

□ : 申請のみ必要 □ : 申請と利用料が必要

※産前産後（出産予定日前3ヶ月＋出産日後3ヶ月：計6ヶ月）及び、育児休暇を取得される場合の延長保育のご利用につきましては、園長までご相談ください。

TEL : 0572-22-5629